軍港都市横須賀における商工業の展開と「御用商人」の活動

一 横須賀下町地区を中心として 一

双木 俊介

I はじめに

本稿は、明治期から第二次世界大戦前までにおける横須賀市下町地区を対象として、商工業の展開を明らかにするとともに、「御用商人」と呼ばれる商工業者に注目し、その特徴や商業活動および地域における役割を検討することを目的とする。

ここで言う「御用商人」とは、軍へ財やサービスを納入していた商工業者であり、軍港都市横須賀における特徴的な業種であるといえる。横須賀には数多くの商工業者が存在したが、軍と取引を行う業者は限られており、横須賀の地域住民はこのような業者を、他の商工業者と区別して御用商人と呼んでいる。

これまで、軍隊に関する研究は軍事史を中心に行われてきたが、近年、軍用地、軍事施設の立地展開や、地域と軍との関わりなど、軍と近代都市形成への関係に注目する研究が進展しつつある。近代都市史研究において、松山、薫は都市に立地する軍事施設に注目し、その分布形態について明らかにした $^{1)}$ 。一方、上山和雄らは軍隊と地域社会の関わりに注目し、その両者の緊張・共存関係を検討している $^{2)}$ 。また、山田、誠は、軍港都市を近代になり新たに出現した都市として位置づけ、その急速な都市化の過程や、海軍と都市生活の関係について論じている 3 。

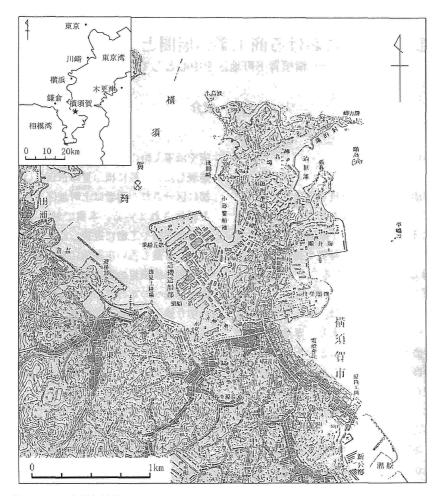
本稿で取り上げる横須賀は、山田 誠の指摘するように、軍港都市の一つであり、日本における近代都市の形成と再編のあり方を考える上で重要な事例といえる。横須賀は江戸期には江戸湾岸の一寒村であったが、幕末期の造船所設置とともに都市形成が始まった。明治期に入ると、海軍鎮守

府や海軍工廠の設置などにより、急速に都市化が 進展した。一般に横須賀の市街地は台地上と低地 部に区分され、前者は上町地区、後者は下町地区 と呼称されている。本稿で対象とする下町地区 は、鎮守府や工廠に近接した地区であり、横須賀 の中でも最も古い市街地にあたる(第1図)。

従来の横須賀の都市形成に関する研究では、① 都市形成への軍の関与、②可住地拡大のための崖 の切り崩しと埋め立て開発。③他地域出身者の流 入と定着の3点が重要な視点となっている⁴⁾。筆 者らはこれらの視点をふまえ, 前稿において下町 地区を対象として民間の埋め立て開発と土地所有 に注目して検討を行った5)。それによると、下町 地区では海岸近くまで崖がせまり、可住地が限定 されていたため、市街地の拡大には埋め立て開発 が不可欠であった。このような埋め立ては地元有 力者などの民間資本により開発されることが多 く. 開発当初は、開発に従事した地元有力者や古 参商人層が土地を所有していた。その後、道路拡 張や関東大震災後の復興などを契機として. 他地 域から横須賀に定着した新興商人によって徐々に 土地が取得されていったことが明らかとなった。

下町地区は横須賀おける商業中心地として発展していき、土地所有からも商人層が重要な存在であったことがうかがえる。しかし、前稿においては、このような商人層に注目して、どのように商工業が展開していったのか、あるいは軍と商工業の間にどのような関係があったのかについて、十分な検討をすることができなかった。本稿は、上記の課題をふまえ、下町地区の商工業について検討するものである。

横須賀における商工業に関しては、横須賀市史 編纂委員会が統計資料を中心として明治期から第



第1図 研究対象地域 (大正10年(1921) 測図, 2万分の1地形図「横須賀」を使用)

二次世界大戦前までの横須賀市内の商工業の動向について分析している⁶⁾。また、横須賀商工会議所は、横須賀における商工会議所の活動の展開について示す⁷⁾とともに、横須賀市内の各商工業者の活動に関して年表形式でまとめている⁸⁾。これらから、下町地区における商工業の動向についてはおおよそわかるものの、その立地や営業の特性については十分に明らかになったとは言い難い。

とりわけ、軍へ財やサービスを納入していた御 用商人ついては「軍都・横須賀の商業面の特色⁹⁾」 であると指摘されながらも、具体的な活動に関し ては、資料が散逸してしまったためか、不明な点 も少なくない。このような意味で、丹念な資料調査によって糧食品納入に関する資料を紹介した『新横須賀市史 資料編』は興味深い¹⁰⁾。これらの資料は少数ではあるものの、軍への納入の実態を明らかにする上で重要なものである。本稿では、これらの研究動向をふまえ、御用商人の伝記類¹¹⁾,防衛省防衛研究所図書館蔵の旧日本海軍資料中の昭和初期における指名競争入札資料などをもとにしながら、御用商人の活動を明らかにしていきたい。

御用商人による軍への財やサービスの納入は, 一般的に公共調達システムの一部に含まれる。公

共機関における調達は、公共調達システムと呼称 されており、この調達システムの改善は今日でも 課題となっている。日本の公共調達の特徴とは、 ①談合、②指名競争入札、③予定価格制度の3点 であるとされている¹²⁾。公共調達は国民の税によ り行われるものであり、公正性が求められる。し かし、指名競争入札では指定業者が公表され、予 定価格の情報も漏洩しやすく、業者間の調整が広 く行われていることが問題となっている。このよ うな問題に対し、武田晴人は日本における入札制 度や業者間調整の史的変遷を検討している130。一 方, 地理学では, 梶田 真は, 指名競争入札や業 者間調整の特質をふまえ、今日における公共工事 を請け負う土木業者の立地について検討し、業者 指定基準や業者間調整によって、発注機関の管轄 地域ごとに排他的な受注圏が形成されていること を明らかにした¹⁴⁾。このような公共事業の発注・ 受注と業者の立地の関係に関する研究動向をふま えると、本稿で海軍による指名競争入札の事例を 取り上げることは、横須賀における御用商人の商 業活動を明らかにするだけでなく. 昭和初期にお ける海軍の調達システムがどのように形成され. それに従事する業者の立地がどのように展開して いたのかを具体的に明らかにするという意義も持 つ。

以上のような問題意識から、まず、下町地区の 商工業の展開を業種の立地や、軍との関係に注目 しながら検討する(第Ⅱ章)。次に、御用商人の 特徴とその営業に関し、海軍における指名競争入 札資料を中心に検討を加える(第Ⅲ章)。そして、 軍と御用商人の関係、および、御用商人の横須賀 における地域形成への役割について検討したい (第Ⅳ章)。

なお、公共調達およびそれに関する入札の問題は、現代にもつながる問題である。そのため、本稿ではすべて公開されている資料を用いているが、人物名については基本的に特定できないよう配慮した。

Ⅱ 横須賀下町地区における商工業の展開

1) 明治期・大正期の商工業

横須賀は江戸期には江戸湾に面する一寒村に過ぎなかったが、明治4年(1871)、横須賀造船所が開設され、明治17年(1884)に東海鎮守府が横須賀へ移転し、明治22年(1889)には横須賀鎮守府が誕生した。また、同年には大船一横須賀間の鉄道も開通した。軍事施設の拡大や鉄道の開設により人口が増加し、それとともに都市化が急速に進展した。明治8年(1875)には町制が施行され、明治22年には逸見村と合併し町域を拡大した。

第1表は明治初年の横須賀村における、字別の 商工業従事戸数を示したものである。業種をみる と、食料品や衣類・雑貨などの日用品だけでな く、資材や燃料、機械など造船所や軍への納入を 目的とすると思われる業種もみられ、注目され る。商工業従事者は元町・磯崎地区に最も多く, 次いで湊町や汐入. 稲岡町などに多い。このこと から下町地区の商工業は、海軍工廠や鎮守府と近 接した地区から立地していったことがうかがえ る。一方、幕末期の埋め立てによって成立した大 滝町には総戸数に比してサービス業の戸数が多 い。大滝町には遊廓が設置されており、貸座敷な どの業種が元町などの商業中心地からやや離れた 新たな埋立地に開設されたことがうかがえる。一 方、埋め立てが実施されていなかった元浜(小川 町) や中横須賀(若松町) などには商工業はほと んどみられず、楠ヶ浦や汐入などには漁業従事者 や農業従事者も多数存在した。このことから、明 治初年における横須賀は、江戸期の農漁村から近 代の軍港都市へ展開しつつある過渡期にあったと いえよう。

その後も下町地区では人口が急増し、大滝町、小川町、若松町のような新たな埋立地も急速に開発された。このような急速な都市化により、下町地区では家屋が密集し、火災が多発した。明治21年(1888)の大火では大滝町が焼失した。これを契機として大滝町遊廓の移転計画が持ち上がり、遊廓は上町地区の柏木田へと移転した¹⁵⁾。遊廓移

第1表 横須賀村における商工業従事戸数と字別総戸数-明治初年-

(単位:戸)

				商業従事戸						
字名	食料品	衣類· 雑貨	飲食店	資材·燃料·機械	金融・質	サービス業	その他	総戸数		
元町・磯崎	11	18	5	11	1	7	4	89		
稲岡町	6	4	1	6	1	2	10	48		
湊町	9	6	5	4	_	11	1	47		
汐入	13	-	_	13	1	2	_	34		
大滝町	5	1	4	-	-	6	-	28		
山王町	-	5	3	-	_	6	1	38		
諏訪	1	5	1	1	-	_	_	13		
坂本	1	-	-	1	-	-	-	13		
楠ヶ浦	7	-	_	2	-	2	_	47		
白浜	-	_	-	4	_	-	_	7		
泊	_	-	-	-	-	-	_	19		
元浜 (小川町)	-	_	-	-	-	1	_	8		
中横須賀 (若松町)	_	_	_	-	_	-	_	2		

(「横須賀居住人名及営業調-明治初年・明治10年以前-」『旧横須賀村集落部分図』により作成)注) 寺社、長屋などの不明な部分は総戸数より除外した。

転後の下町地区における商工業の展開を明治31年 (1898) の町別の主な商工業者数からみると、元町・旭町など明治初年からの商業中心地だけでなく、大滝町や若松町など埋立地にも商業地が拡大していることがうかがえる (第2表)。

前述のように、崖が海岸線近くまで迫る下町地区は可住地が限られており、台地上の上町地区へも都市化が進展していった。一方、埋め立て開発もさらに拡大していった。明治22年(1889)には豊島町の町域であった米ヶ浜(観念寺地区)の埋め立て開発が実施された。隣接した豊島町への都市化の拡大により、明治39年(1906)、豊島町は横須賀町へと合併され、翌年には市制が施行された。

第2図は大正10年(1921)頃の商工業および官公庁などの分布を示したものである。市役所や学校などは台地上の諏訪町などに立地している。それに対し、商工業地は明治期と同様に、元町や旭町、汐留、稲岡町、小川町方面に集積している。

元町や旭町など明治初期に成立した商店街には金 融機関なども確認でき、この付近が当時の商業中 心地であったことがうかがえる。海軍工廠や鎮守 府に近い旭町の北部や稲岡町、小川町には資材・ 諸工業や運輸など軍への納入を行うと思われる業 種も多数みられる。一方、大滝町や若松町の表通 り(大滝町通り)には衣料・雑貨や食料品などを 取り扱う商店が多数立地し、商店街を形成してい た。それに対し、若松町の裏通りには料亭や飲み 屋、飲食店や娯楽場が多数立地していた。さら に、新たに埋め立てられた米ヶ浜 (観念寺) 地区 にも商店が進出している。このように、明治初期 に成立した元町・旭町などの地区が商業中心地と して位置づけられるとともに、大滝町や若松町な どへも中心商店街が拡大していることがわかる。 また、若松町の裏通りには飲食店や娯楽施設、元 町・旭町には金融、稲岡町・小川町には軍と関連 すると思われる業種というように、地区ごとに業 種の機能分化がしだいに進展しつつあったことが

第2表 横須賀下町地区における主な商工業者の店舗数 -明治31年(1898)-

(単位:戸)

町名	食料品	衣類· 雑貨	飲食店	資材·燃料·機械	サービス業	その他	<u>#</u>
旭町	15	7	4	3	-	2	31
大滝町	10	5	5	2	_	1	23
元町	7	7	1	3	1	1	20
小川町	5	6	~	3	1	1	16
汐留	7	1	-	3	-	2	13
若松町	6	2	2	1	-	1	12
山王町	5	1	1	1	-	2	10
逸見	5	3	-	1	-	1	10
稲岡町	3	1	-	3	-	1	8
楠ヶ浦	4	1		1	_	-	6
汐入	3	3	-	-	-	-	6
諏訪町	2	-	-	_	-	-	2
湊町	1	-	-	_	-	_	1

(『日本全国商工人名録 第二版』により作成)

うかがえる。

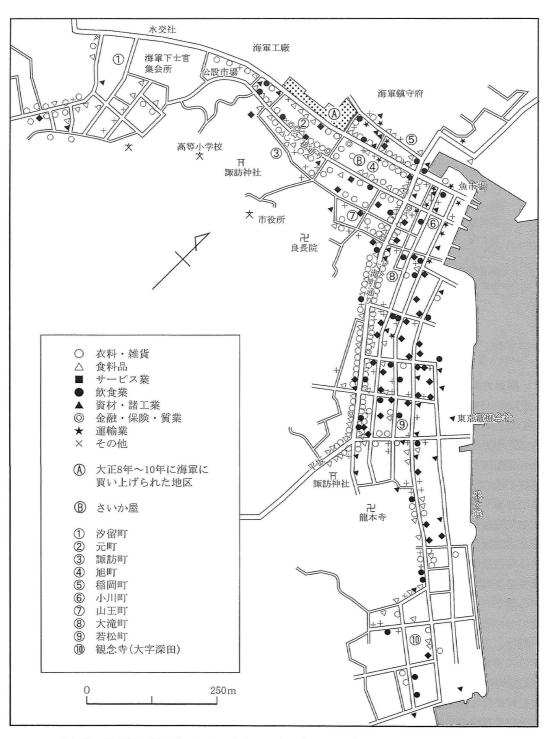
2) 関東大震災後の商工業

大正12年(1923) に発生した関東大震災は横須賀 にも甚大な被害をもたらした。震災後、横須賀市に よって震災復興事業が実施され. 下町地区では区画 整理や道路の拡幅などが行われた。第3図は、復興 事業終了後の昭和10年(1935)頃における商工業 および官公庁などの分布を示したものである。市 役所や学校などは台地上の諏訪町から、海岸沿い の新たに開発された埋立地に移転している。明治 初期に成立した元町や旭町などの商店街は、関東 大震災前と同様に、金融業なども多数立地する商 業中心地であったとみられる。資材・諸工業や運 輸業についても、震災前と同様に旭町や稲岡町、 小川町などにみられるが、新たに埋め立てられた 若松町の海岸沿いや観念寺方面にも進出してい る。若松町の千日通り周辺には震災前と同様に飲 食店や料亭など娯楽関連業が多いが、これらに加 え、活動写真館がこの地区に数軒開設された。

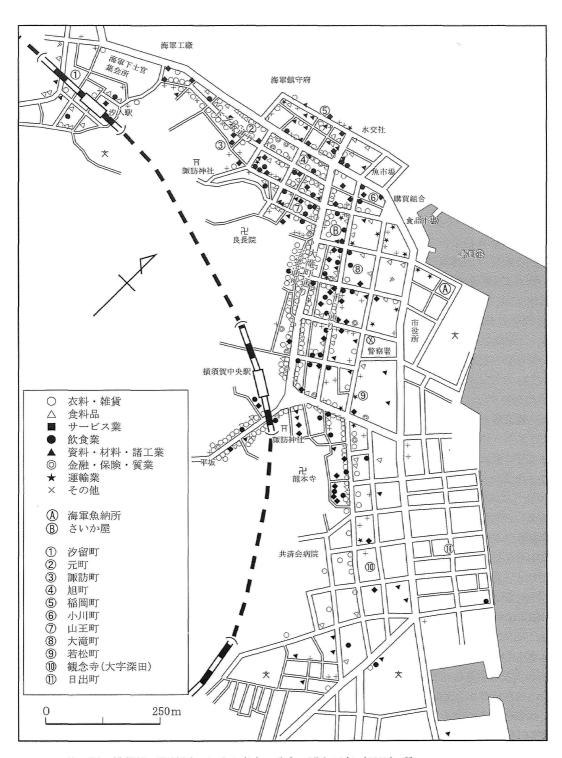
震災後の大きな変化は大滝町と若松町の商店街 (大滝町通り・三笠通り)である。この商店街の業 種の多くは、震災前と同様に食品や衣料、雑貨な

どであるが、これらの業種がより一層集積し、商 店街が活況を呈するようになった。大滝町通り は、震災復興により道路は幅員12間に拡張され、 両側に2間の歩道が設けられた。さらに、昭和5 年(1930)には湘南電鉄(現,京浜急行電鉄)の 横須賀中央駅が開業し、大滝町通りは駅前のメイ ンストリートとしての意味も持つようになった。 この通りは「軍港一の繁栄地で、市内商店街の中 心をなし、車馬自動車の往来頗る頻繁である。沿 道両側の商店銀行等も震災後競って店舗の改築を 図り、何れも石造、煉瓦造、コンクリート造で街 の美観を呈している。(中略) 夜は若松町、大滝 町に露店がづらりと店を並べて、活況を添える為 め全市客脚は昼夜此処に集まり遂に横須賀銀座と 呼ぶに至った $^{16)}$ 」とあり、繁華な通りであったこ とがうかがえる。このように、震災後には元町・ 旭町に加えて、大滝町や若松町へと中心商店街が 拡大していった。

中心商店街の拡大を示す例として,百貨店さいか屋の移転過程に注目したい¹⁷⁾。さいか屋は明治5年(1872)に元町(第2図中A地点)に呉服店として開業した。その後,事業を展開し,大正6年(1917)には百貨店の形態に店舗を改装した。



第2図 横須賀下町地区における商店の分布 - 大正10年 (1921) 頃 - (「横須賀市明細地図」・「大正10年ころの下町」により作成)



第3図 横須賀下町地区における商店の分布 - 昭和10年(1935)頃 -(「大日本職業別明細図 横須賀市 昭和11年」・「昭和10年~15年頃の下町家並 図」により作成)

しかし、次節で述べるように、大正9年(1920) には海軍工廠の施設拡張のため、さいか屋の土地 は海軍に買い上げられ、旭町に移転した(第2図 中 B 地点)。旭町移転の背景には、店主であった 岡本傳之助が「この当時の市勢は(中略)目覚し い発達振りで、これに従ってその中心は元町、旭 町辺から次第に大滝町、 若松町方面に移行しつつ あった」ことをふまえ、「移転先として専らその 方面を物色」したが、不調に終わったため、「止 むを得ず | 旭町に移転したという事情があっ た18)。その後、さいか屋は旭町で営業を開始した が、関東大震災によって店舗が倒壊した。その 際、さいか屋は大滝町で仮営業を始めた。その 後、徐々に周辺の土地を買収し、昭和3年 (1928) に大滝町通り沿いに百貨店を開業した (第3図中B地点)。さいか屋のような百貨店の移 転は, 下町地区の商業中心地がしだいに大滝町・ 若松町方面へと拡大してきたことを示す一例とい えよう。

3) 商工業と軍の関わり

大正9年(1920)における横須賀市職業別人口 の約5割は軍人、軍属を中心とした公務・自由業 であった19)。また、海軍工廠の職工も多数居住し ていた。したがって、横須賀の商業は軍や軍人、工 廠の職工が主要な顧客であったといえる。加えて. 海軍艦艇の入港によって上陸した乗組員など。一 時的な滞在者により街はにぎわった。下町地区の 商店では,こうした軍人,軍属や工廠職工に対応 した財やサービスの提供が行われていた。例えば、 蛭田印店では海軍工廠の職工向け名前印を受注し ていた。これは職工が個人で注文するもので、工 廠内では認印として使用していたという²⁰⁾。この 名前印の注文は多く、蛭田印店では生産が追いつ かないときもあり、上町地区の印店へ下請けに出 すこともあるほど盛況であったという。また、退 団兵を対象とした土産品店も鎮守府に近い, 通称 「ドブ板通り」周辺に多かったという。このよう な土産品店では手ぬぐいや記念用の盃などの商品 を扱っていた²¹⁾。写真店が多く立地していたこと も軍港都市の特徴といえる。横須賀は要塞地帯のため、野外の撮影には軍の検閲が必要であり、写真撮影は許可を得た写真店や写真師が行うことが基本となっていた。そのため、下町地区には各町に写真店があり、店舗を持たない海軍出入りの写真師も活躍したという。写真店では軍人や面会に訪れた家族の記念写真を撮影することも多く、スタジオには写真背景用に軍艦や戦闘機のセットもあったという²²⁾。

このように、横須賀では軍港に依拠した商工業 が展開する一方で、軍によって空間的、営業的な 制約を受ける場合も少なくなかった。前述の蛭田 印店は当初、第2図中のA地点で営業していた が、大正期にガントリークレーンの増設にともな う海軍工廠敷地の拡張のため、移転を余儀なくさ れた。さらに、蛭田印店は第二次世界大戦中の建 物疎開23)のため、山王町へと移動し、戦後、現在 地(現,本町2丁目)に店舗を構えたという。ま た. 前述のさいか屋も大正期の海軍工廠敷地拡張 のため、蛭田印店の例と同様に旭町に移転を余儀 なくされた。関東大震災後の復興に際しての稲楠 土地交換も軍による制約の一例であろう。この事 業は海軍施設を集中して立地させるため、市内に 散在していた海軍施設と、楠ヶ浦町・稲岡町白浜 地区の民有地とを交換するものであった。この事 業により一部の商工業者も移転が必要となった。 軍事施設の拡大や土地交換、建物疎開などの事業 により、横須賀の商店は空間的に制約を受けてい たのである。

横須賀の商工業者は営業に関しても軍共済会の 購買所との間で問題を抱えていた。横須賀には軍 人,軍属や工廠職員のための,福利厚生を目的と した海軍将校向けの水交社や下士官向けの集会所, 工廠職工共済会購買所などの施設があった。また, 大正7年(1918)には海軍共済組合購買所が開所 され,横須賀市内各所へ支店が次々と開設された。 このような施設では組合員にさまざまな商品を廉 価で販売したという。昭和4年(1929)には横須賀 市内における商品販売額2,200万~2,300万円のう ち、海軍共済組合と下士官集会所の販売額が市内 販売額の約50%を占めており²⁴⁾, 購買所の事業拡大は横須賀の商工業者の営業にとって大きな問題となっていたことがわかる。このような状況の中で横須賀商工会議所は,購買所や集会所の商行為に対し,「職責以外ノ商行為ニ没頭シ国民生存ノ基礎ヲ掠シツ、アル」と民業を圧迫するものであるとして反対運動を行った。さらに,この問題は市議会にも陳情され,議論されるところとなった²⁵⁾。横須賀の商工業者にとって海軍購買所の営業は,重要な顧客であった軍人・軍属や工廠職員を奪われることに他ならず,営業上の死活問題となっていたことがうかがえる。しかし,商工会議所は「海軍内部の消費組合的施設は時代の趨勢に伴う²⁶⁾」ものであるとし,以下のように主張している。

元来本市ノ組成タルヤ人口十万中其半以上ハ軍人,軍属並ニ従業員デ,一方,海軍ニ隷属スルト共ニー面又自治体ノー分子トシテ二重人格ノ立場ニアルモノガ多ク,之レヲ一元トセル本市デアルカラ,軍港都市ニ於テハ他ノ一般自治体トハ全ク其組成異ニシアルガ故ニ,此間共存共栄上互ニ其慾望ヲ制限シ程度ノ領域ヲ超ヘザル様ニ自他共ニ一段ノ御考慮ヲ希望スルモノデアル²⁷⁾

購買所の廉価販売は横須賀の商工業者の営業に 打撃を与えるものであった。その反面,横須賀の 商工業者らは,顧客の大半が軍やそこに属する 人々であることも自覚しており,穏健な主張を展 開している。軍とともに「共存共栄」するという 表現は横須賀の商工業の特徴をよく示すものとい えよう。

Ⅲ 御用商人の特徴と軍納入の実態

1) 御用商人の職種と分布

軍港都市横須賀では軍人,軍属や工廠職員など に対応した商工業が展開していることが明らかと なった。その中でも、軍に対して財やサービスを 提供した御用商人の存在は、軍港都市の大きな特徴といえよう。まず、案内記などの資料をもとに、明治期から昭和初期にかけての御用商人の数の推移や業種、営業の形態について検討したい。

前章で示した明治初期の商工従事者の中には、 「造船所御用達」や「御用商」などの業者が数軒 存在したことが確認できる。また、御用達商とし て「三ツ井物産」のような東京資本の業者が支店 を構えていた280。このことから、横須賀の都市形 成の草創期から軍や工廠へ納入を行う御用商人が 存在していたことがわかる。その後、明治期の御 用商人の動向が全体的にとらえられる資料は管見 の限り存在しないものの、明治41年(1908) 発行 の『三浦繁昌記』には「海陸軍御用商人の数は百 余名に及ぶ | とあり、鎮守府の開設、拡大にとも ない。御用商人は明治初期から徐々に増加して いったことが推測できる29)。また、本書は「信用 ある御用商人」の投票を行い、当選者11名につい て顔写真付きで略歴や業績を紹介している。この ことから、御用商人は横須賀において特徴的な業 種であり、注目された存在であったことがうかが える。

御用商人の営業形態についてみると、「本市は 海陸軍諸官衙多きを以って、之れに出入する所謂 「御用商人」なる階級に属する一団あり。此の階 級にも店舗を構へて商品を陳列する者と、然らず して単に需給両者の間に介在して, 専ら口銭を目 的とする者との二種類あり³⁰⁾」とある。これによ れば、御用商人の営業形態は軍への納入を専門と して店舗を持たず営業する形態と、店舗を持ち小 売も行う営業形態があったことがわかる。また. 下町地区には三井物産出張所, 大倉組支店, 高田 商会出張所など、東京や横浜などに本社を置く大 手の総合商社や土木請負業者が存在していた。つ まり、御用商人には東京、横浜に本社を置く大手 業者が存在した一方で、横須賀に本拠を置き、小 売業なども行う地元業者も存在しており、経営規 模もさまざまであったことがうかがえる。

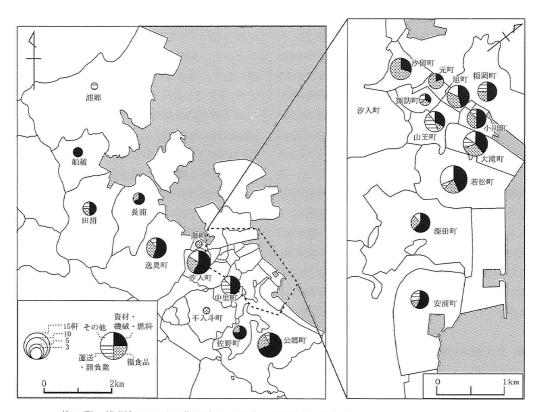
昭和11年(1936)発行の『横須賀商工案内』中の「横須賀商工人名録」には、「主トシテ海陸軍

二物品納入及納入代理ヲ専業トスルモノ」として「官納業」という項目がある。また、「官納業」以外でも各業種の細目に「官納」と付記されている業者がみられ、これらの商工業者はほぼ軍への納入に従事していたとみられる。本書によると、「官納業」および「官納」と付記のある商工業者は約160軒を確認できる³¹¹)。これらの業者の業種は米・魚・野菜・味噌・食肉・茶・菓子・パンなどの食品販売業や、印刷、金物、燃料業、火薬業、工事請負業³²²)、建築材料業など、約30業種を確認することができる。これらの業種を兼業する業者もいたものの、御用商人の業種は多岐にわたっていたことがわかる。

また、これらの商工業者の分布をみると、下町地区の各町および、旧豊島町に比較的多く立地しており、御用商人の店舗および事務所は軍関連施設と近

接して立地していることがうかがえる(第4図)。 下町地区における御用商人の業種別立地をみる と、汐留や元町などの商店街には糧食品業が多く みられ、小売業と兼業している例も多かった。一 方、資材、機械、燃料業などは稲岡町、大滝町、 若松町などに多数立地する傾向がある。これは前 章で埋立地に資材、機械、燃料業が立地している と指摘した点と一致する。

財やサービスの納入先も細分化されていた。個々の業者の納入先を逐一確認することは難しいものの、案内記の広告などによれば、海軍に特化するもの、陸軍に特化するもの、海軍工廠に特化するもの、さらには前述した工廠職工共済会や海軍下士官集会所などと特約する業者などもあり、納入先は細分化されていたことがわかる³³。納入先の事例として、土木請負業者である合資会社馬



第4図 横須賀における御用商人の分布 - 昭和11年 (1936) - (『横須賀の町名』・『横須賀の町名変遷資料』・『横須賀商工案内 昭和11年版』に より作成)

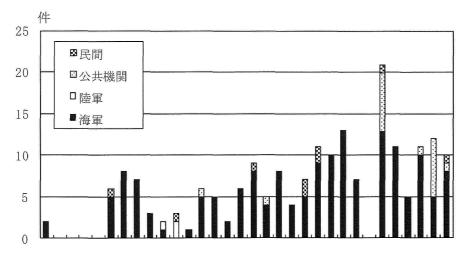
淵組の請負実績をみてみよう³⁴⁾。第5図は大正3~昭和20年(1914~1945)における馬淵組の主な工事件数と受注先を示したものである。これによると、工事の多くが公共工事であり、しかも、そのほとんどが海軍からの受注であったことがわかる。このように、業者ごとに受注先が特化した傾向にあったとみられる。

御用商人たちは組合を組織しており、最も古い組合は明治30年代に成立した横須賀海軍糧食組合であった。この組合は青果、魚納、牛肉、漬物、豆腐など海軍糧食の納入に従事する業者の組合である。その後、大正末期には横須賀商友会が結成され、約300名の組合員により組織された。この組合は、糧食を除く、衣料や機械、器具などを扱う業者の組合であり、横須賀だけでなく東京や横浜の業者も加入していたという350。

一方、土木請負業者は昭和3年(1928)に横須賀建工同志会を結成した³⁶⁾。創立当時の組合員数は34名であり、その多くは横須賀に本拠を置く業者であったが、一部に東京、横浜に本拠を置き、横須賀に支店を置く業者も含まれていた。昭和9

年(1934)の人口が約16万人の横須賀市において、約30以上もの土木請負業者が存立していたことは、それだけ軍による土木工事事業の発注が多かったことを物語っているといえよう。しかも、この組合は、昭和3~昭和16年(1928~1941)には事務所を横須賀海軍建築部商人詰所内に設置しており、昭和15年(1940)には陸海軍に2機の飛行機を献納した。このような点からも、この組合が軍と強く結びついていたことがうかがえる。一方、この組合は昭和4年(1929)に障害共済会を設置し、請負金額に応じた積み立てを行い、従業員の死傷に対し、医療扶助や遺族弔意を行った。また、昭和8年(1933)には良長院に殉職者慰霊碑を建立するなど、組合従業員の福利厚生を目的とした組織という側面もあった。

このように、御用商人は明治初期にはすでに存在し、軍事施設の拡大とともに増加していった。これらの商人は東京や横浜などに本拠を置く大手業者だけでなく、横須賀に本拠を置く地元業者も多数存在した。その業種も多岐にわたり、納入先も海軍や陸軍、購買所のように細分化されてい



大正3年 大正8年 大正13年 昭和4年 昭和9年 昭和14年 昭和19年

第5図 馬淵組による主な工事受注数と受注先-大正3~昭和20年(1914~1945)-(馬淵建設株式会社『80年の道のり』により作成)

- 注1) 大正4~大正7年、昭和14年のデータはなし。
- 注2) 公共機関には公共工事とみられるものの、受注先が確認できないものも含まれる。

た。また、その分布は海軍、陸軍の諸施設に近接した下町地区や旧豊島町に集中していた。

2) 御用商人の経歴

軍への財やサービスの納入という小売業とは異なる特殊な業務に、御用商人はどのように参入し

たのかを、御用商人の経歴に注目して検討したい。

第3表は昭和11年における横須賀在住の御用商 人のうち、紳士録などで経歴のわかる人物34名を 取り上げたものである。これによると、家業を継 承した者、養子に入り家督を相続し営業を行って

第3表 横須賀在住御用商人の経歴 - 昭和11年(1936) -

No.	職種	町名	出身地	開業の経緯	出身会社
1	鮮魚商	深田町	横須賀	継承	
2	肉類商	元町	横須賀	継承	
3	菓子商	汐留町	横須賀	継承	
4	請負業	中里町	横須賀	継承	
5	官納業	佐野町	横須賀	継承	
6	官納業	長浦	東京	継承	
7	官納薬	旭町	横須賀	養子	
8	乾物・茶商	大滝町	神奈川 (高座郡)	養子	
9	油商	逸見町	茨城	養子・軍人	
10	薬種売薬商	旭町	長野	軍人	
11	請負業	稲岡町	福島	軍人	
12	自動車業	逸見町	青森	軍人	
13	野菜商	大滝町	千葉	独立	
14	菓子商	逸見町	静岡	独立	
15	印刷業	山王町	神奈川 (高座郡)	独立	
16	油商	若松町	_	独立	
17	電気器具商	元町	滋賀	独立	
18	請負業	田浦	愛知	独立	
19	米穀商	若松町	岐阜	独立	古屋商店 (横浜)
20	菓子商	汐入町	滋賀	独立	横浜新折見習
21	印刷業	若松町	神奈川(三浦郡)	独立 · 工廠職員	横須賀印刷会社 海軍工廠印刷部
22	金物商	若松町	山梨	独立	原徳太郎商店(横浜)
23	官納業	稲岡町	東京	独立	日本製鋼所
24	官納業	汐留町	兵庫(神戸)	独立	三井物産
25	官納業	汐留町	高知	独立	神戸製鋼所
26	官納業	山王町	愛媛	独立	大阪亜鉛鉱業会社
27	官納業	公郷町	神奈川 (三浦郡)	独立	高田商会
28	官納業	若松町	岡山	独立	安田虎六 (海軍御用商)
29	官納業	若松町	千葉	独立	横浜電線株式会社
30	請負業	大滝町	神奈川 (中郡)	独立	小泉組
31	請負業	若松町	千葉	独立	大倉組下請
32	請負業	小川町	広島	独立	小倉工務店
33	請負業	中里町	鳥取	独立	平野組
34	請負業	安浦町	_	独立	日本製鋼所

(『横須賀商工案内 昭和11年版』・『横須賀市繁栄策附人物志』・『自治団体之沿革神奈川県名誉録』・『神奈川県紳士録』・『神奈川県名鑑』により作成)

いるものが9名である。また、軍人となり退役後 に開業した者も存在した。注目すべき点は横須賀 で独立開業した人物である。その多くは東京・横 浜の大手業者の社員や、大手業者の下請から独立 している。このような人物は横須賀以外の地域出 身者が多く、大手業者の横須賀の支店や出張所へ 転勤し、軍納業務に従事した後、独立したとみら れる。

御用商人の経歴について、より具体的に No. 6 と No. 19, No. 33の 3 名の事例から検討する 37)。 No. 6は東京出身で父は乾物塩物商を営んでいた。しかし、その事業の失敗により、明治28年 (1895)、横須賀に移住した。横須賀では No. 6の伯母が軍高官の出入する料亭を営業していた。料亭を経営していた伯母が軍高官に口添えしたことで、No. 6の父は塩干物の軍納をはじめたという。日露戦争の際、No. 6は佐世保出張所を開設し、自ら補給船に乗船し、日本艦隊への物資供給を行った。これにより、No. 6は海軍将官から信用を得て、日露戦争後、横須賀において海軍への納入業務を拡張していった。

No. 19は岐阜県の出身であり、父の事業の失敗により、横浜で奉公をすることとなった。その後、横浜で大手貿易商に就職し、米穀部店員として米の輸出に従事した。大正7年(1918)の米騒動で米価が暴騰し米が輸出禁止となった際、No. 19は横浜において小売販売の販路を開拓した。このような商才が認められ、No. 19は大正9年(1920)、大手貿易商の横須賀支店長に抜擢され、米の軍納に従事した。関東大震災で被災した店舗を再建した後、No. 19は大手貿易商を退職し、横須賀の同業者の経営再建にも尽力した。その後、No. 19は大正15年(1926)に独立し、下町地区に店舗をかまえ、米の軍納を開始したという。

No. 33は鳥取県の出身であり、医学校に入学したものの、途中で退学した。その後、日清戦争に従軍後、東京の建設業者に就職した。ここで商才を発揮し、明治38年(1905)に横須賀出張所所長に抜擢され、海軍発注の事業に従事した。明治42年(1909)、この業者が解散した際、No. 33は独立

し、解散した業者の受注工事を継承した。No. 33 は仕事に厳しく、海軍監督官の検査に合格しても、気に入らないときには工事をやり直したこともあったという。このような実績を積むことにより、No. 33は海軍から信用を得て業務を拡大していった。

このように、御用商人の多くは先代からの家業を継承した者や退役軍人、東京・横浜などの大手業者より独立した者であった。つまり、御用商人の多くは、独立開業前より軍と何らかの接点があったといえる。さらに、御用商人は、自らの商才を発揮するだけでなく、実績を積み、軍から「信用」を得ることが重要であったことがわかる。

3)納入の方法

では、なぜ、前節のように御用商人となるためには、軍と接点を持ち、軍から「信用」を得ることが必要であったのであろうか。その背景の一つには、国や軍によって制定された法律や規程、規則によって、軍納への参入に制限がかけられたことがあげられる。その基本法である「会計法」では、契約は競争入札を原則とすることが示されている。しかし、国は高品質な財やサービスの調達を安定的に行うため、多数の例外を認め、ほとんどの契約を指名競争入札や随意契約で締結していた380。

大正10年(1921)に制定された「会計法」31条には、国務大臣が競争入札により契約を締結することを不利と認める場合、指名競争、随意契約によって契約を締結できるとある。大正11年(1922)制定、「会計規則」では指名競争契約、随意契約締結の条件として少額の契約の場合、緊急性のある場合などの条件をあげている(第110条・第114条)39)。さらに、海軍省では大正11年制定「海軍契約規程⁴⁰」において、指名競争契約は①業者間で連合して不当競争のある場合、②不誠実、不信用の者が競争に加入する場合、③特種の構造又は品質を要する工事、製造、物件の買入の場合、④契約の義務に違反があった際、政府の事業に著しく支障をきたす場合に適用できるとある

(第19条)。したがって、海軍はこれらの条件を運用することにより、ほとんどの契約を指名競争契約もしくは随意契約によって締結することができた。

加えて、御用商人として軍納に従事するためには「海軍購買名簿」に登載されることが必要であった。「海軍契約規程」第30条には、「海軍購買名簿二登録セル物品ヲ指名競争契約ニ依リ製造セシメ又ハ買入レムトスルトキハ其ノ登録者ヲ指定スヘシ」とある。同規程でその登録要件として3点を示している(第27条)。

- 一 事業ニ適応スル資力及信用ヲ有スルコト
- 二 適当ナル技術者及設備ヲ有スルコト
- 三 生産又ハ製造品ノ品質良好ニシテ価格妥当 ナルコト

この条文は、具体的に資力や信用・技術・品質などの基準を示したものではなく、海軍がこの条文を運用し、具体的にどのような基準に基づいて、業者を選定していたのかは定かではない。しかし、業者にとって上記のような条件を満たし、名簿に登載されることは容易ではなかったようである。例えば、前節で取り上げた第3表中のNo.19には大手業者の横須賀支店長として白米納入の実績と信用があった。しかし、No.19は独立の際、資力が十分ではないとされ、名簿登録要件を満たさなかった。そのため、すでに名簿に登録されていた親類の名義を借り、入札に参加したという。このように、御用商人として軍納に従事するためには海軍購買名簿に登録されることや、指名競争入札において指名されるという必要があった。

さらに、糧食品の納入に関しては「糧食品購買手続」という規程がある。昭和3年(1928)改正の「糧食品購買手続(以下「手続」と省略する)⁴¹⁾」をふまえ、糧食品の納入の事例を検討したい。糧食品の購入は各鎮守府の軍需部が担当し、年度初頭に信頼のある供給請負人と契約単価を取り決め、必要に応じて糧食品を納入させた。軍港地域では、白米、生魚肉、醤油、生野菜、味噌、生獣肉、

砂糖、漬物については2人以上の供給請負人を置くものと規定されていた。また、予備艦隊用の麦粉と、陸上部隊と予備艦隊用の白米、割麦、玄米は指名競争によって購入されていた。

この「手続」に基づき、横須賀鎮守府ではどの ような納入が行われていたのかを、御用商人の伝 記類から検討したい。契約は「手続」の通り、1年 の契約で結ばれ、年度末に契約更新を行ってい た。契約内容は納入価格だけで、納入数量は週2 回注文を聞きに行き、その都度決定されたとい う。しかし、年度末の契約更新は、品目別に別日 に行われたため、多種の品目を扱う業者とっては 非常に煩雑であった。そのため、海軍糧食組合加 盟業者が一同に集まり、業者間で調整を行い、一 括して1日で契約更新を完了できるように契約シ ステムを改善したという⁴²⁾。一方, 魚の納入に関 しては4店が指定され、海軍と個々に契約を結ん でいた。しかし、これらの業者は海軍魚納所(第 3 図中 A) を設け、共同で納入業務を行い、海軍 との契約総額を4等分していたという⁴³⁾。

このように、軍への納入には、国や軍の法や規程に基づき、軍から指定された者だけが参入することができた。また、契約更新の日程や、納入にあたっての利益配分は、業者間の慣行や調整により決定されていたのである。軍納への従事は容易でなく、御用商人は特権的な存在であった理由は、規程により参入を制限されたことや、業者間の慣行や調整の方法を理解する必要があったためであるといえよう。

4) 指名競争入札の例

a. 資料の概要

本節では、防衛省防衛研究所図書館蔵「海軍公文備考」中の「指名競争契約締結報告」から横須賀鎮守府における指名競争入札と契約の実態について検討したい。「海軍公文備考」は明治9~昭和12年(1876~1937)における海軍公文書をまとめたものである。契約に関する文書は「物件」、「会計」の巻中に散見されるが、体系的にまとめられているのは大正14~昭和12年(1925~1937)

である44)。ここには「指名競争契約締結報告」と 度の1年度を対象とし、入札回数の多かった白 して横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4鎮守府などに おける指名競争入札の報告が、年度ごとの巻にお およそ日付順にまとめられている。この表紙によ ると、海軍大臣より会計検査院宛に提出されたも のであるとわかり、「会計規則 | 112条⁴⁵⁾ の規程 に基づき作成されたとみられる。

本資料の記載内容は,「一,契約ノ目的,其ノ 数量. 金額並予定価格」,「二,政府契約担当者. 歳出科目」、「三、一般競争入札ニ付スルヲ不利ト スル事由」、「四、契約者及指定者ノ氏名、資力、 経歷, 営業場所, 入札金額, 入札及契約年月日」 である。本資料によると、横須賀鎮守府では、軍 需部第三課において白米・糯米・圧搾麦・麦粉・ 砂糖・黄双などの糧食品および蚊帳・防水服・毛 織襦袢・ボタン・カラーなどの日用・衣料品につ いて、建築部では建築物などの工事および鋼鉄・ 鉄管・セメントなどの資材について、それぞれ指 名競争入札が行われている。本稿では、昭和8年 米・糯米と、工事の指名競争入札について検討す

b. 白米・糯米の指名競争入札

白米・糯米は、前節で示した「糧食品購買手続」 に基づき、鎮守府所在の陸上部隊および予備艦に おいて要する分が指名競争入札に付され、入札は 1ヵ月~1ヵ月半おきに行われていた(第4表)。 1回の契約量は21,000kg (21t)~800,000kg (800t) とばらつきがあるものの、1回の契約で多量の納 入が必要であったことがわかる。指名競争入札で は発注者である軍需部第三課が入札のつど、予定 価格を決定しており、昭和8年度における15回の 白米の入札では、1 kg あたりの単価を平均0.1690 円と決定していた。当時の白米の市価は1 kg あ たり0.1852円程度⁴⁷⁾であり、この予定価格は市価 に比べ、やや安価であったといえる。

次に、個々の入札の事例を検討する。第5表は

第4表 横須賀海軍軍需部における白米・糯米の指名競争入札状況 -昭和7年(1932)11月22日~昭和8年(1933)11月14日-

①	年月日		②品目	③数量(kg)	④落札(契約) 価格(円)	⑤予定価格 (円)	⑥落札率 (④/⑤)	⑦随意契約
昭和7年	11月	22日	白米	350,000	55, 300	55, 300	1.00	あり
昭和7年	12月	13日	白米	450,000	77, 400	77, 400	1.00	あり
昭和7年	12月	20日	白米	150, 000	29, 790	29, 790	1.00	あり
昭和8年	1月	13日	白米	40,000	7, 868	7, 868	1.00	あり
昭和8年	1月	13日	白米	21,000	4,011	4,011	1.00	あり
昭和8年	1月	27日	白米	450,000	75, 600	75, 600	1.00	あり
昭和8年	2月	28日	白米	450, 000	72, 900	72, 900	1.00	
昭和8年	2月	28日	糯米	20,000	3, 480	3, 600	0. 97	
昭和8年	3月	7日	白米	368, 400	58, 317. 72	58, 944	0. 99	
昭和8年	4月	14日	白米	131,600	20, 832	21,056	0. 99	
昭和8年	4月	14日	糯米	20,000	3, 440	3, 440	1.00	
昭和8年	5月	12日	白米	400,000	64, 000	64,000	1.00	あり
昭和8年	5月	12日	白米	200, 000	35, 800	35, 800	1.00	あり
昭和8年	6月	20日	白米	300,000	47, 700	47, 850	0. 99	
昭和8年	7月	21日	白米	800, 000	122, 400	123, 200	0. 99	
昭和8年	9月	5日	白米	600, 000	90, 180	91, 800	0. 98	
昭和8年	11月	14日	白米	400, 000	65, 320	65, 720	0. 99	

(「海軍公文備考」により作成)

注) 使用薄冊は本文注46) を参照。

第5表 横須賀海軍軍需部における白米の 指名競争入札の例

No.	①昭和8年4	4月14日入札	②昭和7年11月22日入札			
110.	初入札 (円)	再入札 (円)	初入札 (円)	再入札(円)		
а	0. 1600		0. 1595	0. 1585		
b	0.1600		0. 1635	0. 1586		
С	0. 1609		0. 1624	0. 1583		
d	0. 1583		0. 1610	欠席		
e	0.1620	実施せず	0. 1593	0. 1585		
f	欠席	天旭セリ	0. 1598	欠席		
g	0. 1599		0. 1640	欠席		
h	欠席		0. 1649	欠席		
i	欠席		0. 1630	欠席		
j	欠席		0.1860	欠席		

(「海軍公文備考」により作成)

注1)入札金額は1 kg あたりの金額。

注2) 下線は落札者を示す。

注3) 使用薄冊は本文注46) を参照。

昭和8年4月14日(事例①)と 昭和7年(1932) 11月22日(事例②)における入札の結果を示したものである。いずれの入札においても指名業者は10名であり、同一業者が指定されている。まず、事例①では予定価格が1 kg あたり0.160円と設定されていた。これに対し、No.d は0.1583円で落札し、契約を締結している。一方、事例②では予定価格は1 kg あたり0.158円と設定されていた。しかし、1回目の入札、再入札ともに、業者の提示した価格はすべて予定価格を超過し、入札は成立していない。このような場合、「会計規則」115条に「競争ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナキトキハ随意契約ニ依ルコトヲ得48」とあり、事例②ではNo.cと随意契約が締結された。

1年間の白米・糯米の入札契約状況をまとめたものが第6表である。昭和8年度の指名業者は13軒であった。17回の入札で、ほぼ同一の業者が指名されている。これらの業者の所在地をみると、横須賀の業者は2軒であり、東京や横浜の業者が多い。一方、米の産地とみられる埼玉や富山の業者も指名されているが、契約には至っていない。契約状況で注目すべき点は、前述の事例②のように、予定価格を超過したために、入札が成立せ

ず、随意契約に持ち込まれることが多い点であ る。17回の入札のうち8回が、予定価格の超過の ため随意契約となっている。しかも、その契約は No. BとNo. Cに集中しており、契約に至った業者 はこれらの2業者を含め5業者のみであった。ま た,入札が成立し落札に至った場合でも,契約価 格と予定価格が近似していることは注目できよう。 第4表によると、2回の入札で契約価格と予定価 格が一致している。さらに、契約価格と予定価格 を比較するため、その割合(落札率)を算出する と、0.97~0.99となり、契約価格と予定価格は極め て近似していることがわかる (第4表⑥)。第6 表によると、契約業者のほとんどは、横須賀を本 拠とする業者. あるいは横須賀に支店を設置して いる業者である。軍需部は「指名競争契約締結報 告」中の「一般競争入札ニ付スルヲ不利トスル事 由」に、米の納入には「契約期間中随時納入セシ ムル必要」と「納入上ノ設備最モ確実ヲ要」す必 要があると示しており、横須賀に根拠地をおく業 者が納入に有利であったとみられる。

このように、白米・糯米の入札は指名競争入札 に付されても、そのほとんどは入札が成立せず、 随意契約となった。その結果、白米・糯米の納入 契約は、信用と実績があり、納入上、至便な横須

第6表 横須賀海軍軍需部における白米·糯米の指名競争入 札参加者と契約状況-昭和7年(1932)11月22日~ 昭和8年(1933)11月14日

No.	住所		支店	指定回数	契約回数	落札圓数	随意契約回数				
A		横线	頁賀	17	0	0	0				
В	神奈川県	横刻	頁賀	17	6	2	4				
С		横浜	•	17	7	4	3				
D	東京府		•	17	1	1	0				
E	東京府			17	0	0	0				
\mathbf{F}	東京府			17	0	0	0				
G	東京の	東京府		3	0	0	0				
Н	東京府	東京府		1	0	0	0				
I	東京府			0	1	0	1				
J	静岡県		•	17	2	2	0				
K	静岡県		静岡県		K 静岡県			17	0	0	0
L	埼玉県	Ŗ		11	0	0	0				
M	富山県	Į.		17	0	0	0				

(「海軍公文備考」により作成)

- 注1) ●は所在地が横須賀以外の業者であるが、横須賀に支店を開設している業者を示す。
- 注2) 使用薄冊は本文注46) を参照。

賀に立地する業者と集中して締結されたとみられる。一方、業者側からみると、軍への納入は、単価はやや安価ながらも、大量であり、かつ継続的に契約を締結することで、利潤を得ることができたといえよう。

c. 土木工事の指名競争入札

横須賀海軍建築部(以下,建築部と省略する)は「無資力無経験ノモノ」が落札し,工事を竣工した場合,「官ノ事業ニ支障ヲ生スル」可能性があるとして,指名競争入札を実施している。昭和8年度における建築部による土木工事の指名競争入札は43件であった。その工事内容は建築物の新設・移築や,電気・通信工事,舗装工事など多岐にわたったため,白米や糯米の指名競争入札とは異なり,指名業者は工事内容により異なっていた。指名業者は54軒にのぼり,東京の業者が28軒と最も多い(第7表)。これらの多くは今日でも全国展開している大手業者とみられる。それに対し,横須賀の業者は16軒と,東京の業者に次ぐ指名があり,建築部は横須賀の業者を多数選定していたことがうかがえる。

第7表 横須賀海軍建築部における入札 指名業者の所在地 - 昭和8年(1933)-

所在地	人数(人)
横須賀	16
東京府	28
大阪府	5
静岡県	2
広島県	1
福井県	1
和歌山県	1
Ť	54

(「海軍公文備考」により作成)

注) 使用薄冊は本文注46) を参照。

建築部は、軍需部における白米などの入札と同様に、入札のつど予定価格を設定していた。この金額設定の過程や内訳について、本資料からはうかがうことはできない。また、建設工事は工事ごとに内容が異なるため、白米などのように市価との比較も困難である。しかし、指名業者の提示価格と予定価格を比較すると、予定価格はやや廉価であったことがわかる。例えば、昭和8年1月4日に入札の行われた「横須賀工廠造兵部火工場整

備ノ内火工検査場及火工場事務所新営外四廉工 事」では、建築部が設定した予定価格は42,000円 であったのに対し、指定された業者7社は平均 51,815円を提示しており、予定価格は業者提示価 格よりやや廉価に設定されていた。昭和8年度の 工事入札の内,約7割の例において、建築部の予 定価格は業者提示価格より低いため、落札者がお らず、入札は成立していない。このような入札の 方法は意図的なものであったかは、本資料からう かがうことはできないものの、入札が成立しない 場合は、白米などの入札の場合と同様に、随意契 約を締結することとなった。契約者についてみる と、東京・大阪などの大手業者だけでなく、横須 賀の業者が多いことは注目できよう (第8表)。 随意契約の半数以上である31件のうち17件は、横 須賀の業者と結ばれていた。

第8表 建築工事入札の契約者と契約回数 -昭和7年(1932)8月10日~昭和8年 (1933)8月24日-

No.	営業場所	契約回数	落札回数	随意契約 回数
1	横須賀	8	1	7
2	横須賀	4	0	4
3	横須賀	3	2	1
4	横須賀	3	1	2
(5)	横須賀	2	1	1
6	横須賀	1	0	1
7	横須賀	1	1	0
8	横須賀	1	0	1
9	横須賀	1	1	0
10	東京府	5	2	3
(1)	東京府	2	1	1
12	東京府	1	1	0
13	東京府	1	0	1
(14)	東京府	1	0	1
15	東京府	1	0	1
16	大阪府	3	0	3
17	静岡県	4	0	4
18	広島県	1	1	0
	計	43	12	31

(「海軍公文備考」により作成)

注) 使用薄冊は本文注46) を参照。

このように、土木工事においても、白米や糯米 と同様に予定価格の設定が低いため、入札が成立 せず随意契約が多数締結されていた。建築部の業 者選定の基準は、本資料からうかがうことはでき ないものの、建築部は規模や経験、信用と、工事 規模・内容を鑑み、できるだけ身近な横須賀の業 者を選定していったとみられる。このような建築 部による事業配分によって, 受注業者は工事単価 が低くとも、継続的に工事契約を締結することが でき、利潤を確保できたとみられる。継続的に契 約をとり、事業を遂行することは、業者の信用と 実績にもつながることである。受注業者は、軍と 随意契約を締結し、工事を遂行して実績と信用を 得ると、その後も随意契約が締結でき、さらに経 験と信用が蓄積される。軍と業者との間には、こ うした発注と受注の循環的なシステムによって. 密接な関係が形成されていたと推測することがで きる。

横須賀において、建工同志会加入業者だけでも 約30以上もの土木請負業者が存立し得たのは、軍 による安定的な工事需要と業者への事業配分が あったからであろう。こうした受注システムと業 者の立地は、梶田 真が指摘した現代における島 根県の事例と類似している49)。梶田 真は、業者 指定基準や業者間調整によって、発注者の管轄地 域内の公共工事は管轄地域内の業者が受注すると いう、排他的な受注圏が形成されていると指摘し ている。昭和8年における建築部による工事の発 注は、排他的とまでは言えないものの、横須賀地 域内の業者を比較的優先的に選定する傾向が認め られた。ただし、現代における島根県の事例と、 昭和8年における建築部の事例では制度の運用面 で異なる点がある。島根の事例は、業者指定基準 と業者間調整により、指名競争入札へ管轄地域内 以外の業者の参入が制限されることで受注圏が形 成されるのに対し、横須賀の事例は、指名競争入 札自体が成立せず、随意契約に持ち込まれるため に発注・受注システムが形成されていた。

しかし、いずれの事例においても、地域内の業 者が選定される背景には、梶田 真が指摘するよ うな公共土木事業の特徴があるとみられる。公共 土木事業は受注産業であり、その需要は不安定な ものである。したがって、軍と業者は事業に最大 限参加できるよう制度を運用し、工事地点と技術 特性に応じた労働力の確保ができる業者が事業を 請け負っていったとみられる。工事契約におい て、軍や業者間に具体的にどのような業者選定基 準や参入要件があったのかは定かではないもの の、こうした結果として、横須賀において発注と 受注の循環的なシステムが形成され、軍への納入 に特化した御用商人が存立していったとみること ができる。

№ 御用商人の活動と政財界への影響

1) 軍人と御用商人の関係

前章のように、軍への納入には独自のシステムがあった。そこに参入するためには購買名簿に登載され、かつ軍から信用を得て、納入の指定を受けることが必要であった。そこで、軍と「信用」関係を構築するには、納入した財やサービスの価格、品質だけではなく、担当官との良好な関係を築き上げることが重要になってくる。

明治30年代における商業経営の成功法について 書かれた『豪商の秘訣』には「御用商人」という 章がある⁵⁰⁾。本書によれば、「伝を求めて」「会計 の門に出入」すること、会計官に「勉めて愛顧を 受くる方策を講ず」ことが重要である。愛顧を受 ければ、「情により義により将た金物によりて会 計官を生擒」し、「御用を迫る」ことができると ある。さらに「利益を分配す」ることにより、継 続した「御用」を得ることができるとある。本書 の表現はやや誇張したものであろうが、会計担当 官と密接な関係をもち、「信用」を得ることが、 御用商人にとって重要とみなされていたことはう かがえる。このような密接な関係を構築すること は、軍にとっては財やサービスを一定の品質で、 安定的に調達ができるという利点があり、 御用商 人にとっては継続的に大口の取引先を確保できる という利点があった。

しかし、このような密接な関係は官民癒着と表 裏一体のものであった。第9表は横須賀における 海軍と御用商人の関与した不正事件の新聞記事を まとめたものである。これによると、明治期から 昭和期まで不正事件は絶えなかったことがわか る。これらの記事は東京版に掲載されたものであ ることから、このような事件は東京の新聞読者層 にも関心を持たれていたと推測できる。事件の多 くは No. (1)·(4)·(10) などのように、御用商 人が軍担当官に金品を供与することにより、軍担 当官が納品に便宜を図るというものであった。ま た、No.(8)のように御用商人と軍担当官が結託 し、軍の物品を不正に払い下げることもあった。 一方, No. (18) のように業者間でのトラブルも みられた。No. (18) のような古鉄払い下げのトラ ブルの背景には、昭和初期における鉄鋼増産によ る屑鉄の価格高騰があった⁵¹⁾。このような時期に 屑鉄業者は、屑鉄が大量に払い下げられる海軍の 入札に多く参加した。多くの業者が海軍の入札に 参加することによって競争が激化し、業者間のト ラブルも発生していったとみられる。

2) 廃艦津軽疑獄事件

前節のように昭和初期には鋼鉄の増産によって、屑鉄の払い下げに従事する業者が増加し、業者間の競争が激化していた。このような時期に屑鉄払い下げをめぐり、横須賀市議会をも巻き込む疑獄事件が起こった。「廃艦津軽疑獄事件」とは、海軍から横須賀市へ無償譲渡された廃艦津軽を、市が売却する過程で起こった事件である520。この背景は、横須賀市が前述の稲楠土地交換により、約200万円の損失をこうむったことにある。そこで、海軍は市の損失を埋め合わせるため、廃艦となって軍港内に係留されていた巡洋艦津軽を横須賀市に無償譲渡した。市は譲渡された廃艦津軽を横須賀市に無償譲渡した。市は譲渡された廃艦津軽を売却することにより、稲楠土地交換の損失を補填しようとしたのである。

廃艦津軽の払い下げ願は昭和7年(1932)に大 日本潜水協会(以下,潜水協会と省略する),帝 国在郷軍人会横須賀分会などにより出願された。

第9表 横須賀における海軍と御用商人の不正事件に関する新聞報道

			124.24				
整理 番号	年	月	B	新聞名	紙誌	記事	内容
(1)	明治29年	4	14	読売	朝刊	横須賀鎮守府で御用商人処分	春朔1貫目を5厘で落札,納入時 に他品とすりかえ
(2)	明治33年	9	9	読売	朝刊	横須賀鎮守府内酒保は廃止 商人と官吏の結託も発見	
(3)	明治33年	9	10	読売	朝刊	横須賀鎮守府内の官紀振粛 商人との 結託が発覚	練習所用薪炭の購入に際し, 贈収 賄
(4)	明治33年	9	11	読売	朝刊	横須賀鎮守府内の拘引	贈収賄, 官文書偽造により, 不正 製品の納入に便宜をはかる
(5)	明治34年	6	24	読売	朝刊	官庁用達御用商人の取り締まり	談合・随意契約が多数あり、厳重取 締りをする方針
(6)	明治34年	9	3	読売	朝刊	軍政整理骨子まとまる 御用商人出入 りの規制	陸軍省, 物品購買方法改定を検討
(7)	明治37年	4	28	読売	朝刊	日露開戦と御用商人	軍需品購入には定価設定と工場直 接購入で御用商人を締め出し
	明治43年	3	9	読売	朝刊	横須賀海軍工廠の疑獄 船夫ら白金銅 など大量窃取	工廠倉庫係と横須賀の古物商が結
(8)	明治43年	3	10	読売	朝刊	横須賀海軍工廠疑獄の拡大 関係者200 名の連判状	王
	明治43年	3	11	読売	朝刊	横須賀海軍工廠疑獄事件の発覚の端緒	
(9)	明治44年	6	7	読売	朝刊	横須賀海軍工廠の疑獄事件 贈賄の御 用商人逮捕	御用商人が海軍工廠主計官に贈賄, 証明書を偽造させ, 脱税を企てる
	大正6年	6	22	読売	朝刊	横須賀工廠の不正納品	し地田をリトリンプゴロナめて
(10)	大正6年	6	25	読売	朝刊	四人とも収監, 横須賀海軍工廠の疑獄 事件にて	火薬用グリセリン不正品を納入。 分析工との贈収賄で内済にする
	大正7年	12	20	読売	朝刊	海軍経理部疑獄	回漕業者と海軍経理部衣糧科書記
(11)	大正7年	12	21	読売	朝刊	経理部疑獄拡大せん	の贈収賄, 他に多数の御用商人と
	大正7年	12	22	読売	朝刊	海軍疑獄東京へ飛火	の贈収賄も発覚
(12)	大正10年	3	21	読売	朝刊	横須賀にも鉄管疑獄?	海軍建築部内にて水道鉄管の不正 事件
(13)	大正10年	7	9	読売	朝刊	技手服薬して自殺 或は横須賀の疑獄 事件暴露か	遺書に横須賀海軍衣糧科に不正事 件が発生し、自分も関係者の一人 である旨を記す
(1.1)	大正11年	12	27	読売	朝刊	横須賀海軍工廠の不正事件	海軍工廠受品庫主管将校ら運搬費
(14)	大正11年	12	29	読売	朝刊	横須賀工廠 不正将校の判決	名目で不正支出
(15)	昭和2年	9	1	朝日	夕刊	御用商人と兵曹検挙 横須賀の収賄嫌 疑事件	水雷学校御用商人監督担当兵曹が御 用商人7名より時計・卓袱台・菓子 折・万年箱などの金品を受け取る
(16)	昭和2年	9	24	朝日	朝刊	海軍疑獄の検挙に震え上る御用商 人 女房の水ご離から事件発覚 既に 14名を収容	
(10)	昭和2年	9	25	朝日	夕刊	御用商人を片端から訊問 一流の紙問 屋主人も召喚 海軍疑獄, 益々進展	
(17)	昭和2年	12	28	朝日	夕刊	収賄書記の軍法会議 きょう横須賀で	贈収賄により軍需部書記と御用商 人8名拘引
(18)	昭和8年	12	20	読売	朝刊	軍港に巣喰う 払下げギャング	横須賀海軍工機学校の古鉄払い下 げ入札の下見に来た京浜方面の業 者を入札日まで監禁し、払下品を 独占する
(19)	昭和10年	10	3	読売	夕刊	現職海軍中尉の浣職発覚	出入の御用商人と中尉との贈収賄
(20)	昭和11年	5	19	読売	朝刊	海軍工廠の工場長収容 納入品に絡む 不正嫌疑	工場長と東京赤坂の工事会社らの
*******	昭和11年	7	17	読売	夕刊	収賄海軍技師 懲役一年に	贈収賄
(21)	昭和11年	7	15	朝日	朝刊	浣職海軍技師に1年5ケ月 軍法会譲 で求刑	海軍工廠技師が親友の工業所経営 者より接待,金品の授受,納入に
	昭和11年	7	17	朝日	夕刊	元海軍技師に1年判決	便宜を図る
	昭和11年	7	19	朝日	夕刊	海軍工廠疑獄、元書記に求刑	
(22)	昭和11年	7	21	朝日	夕刊	収賄技手に求刑	海軍工廠購買課主任が御用商人2 名から金品を受け取る
	昭和11年	7	24	朝日	夕刊	海軍疑獄判決	THE PARTIE XIMA
				******************	/ C = 1-1-	to the more	

(「読売新聞 CD-ROM 版」・「戦前朝日新聞 CD-ROM 版」により作成)

当初、この払い下げは市参事会で一般公入札に付すべきであるとされた。しかし、その後、市議協議会において2万円で潜水協会へ払い下げることが決定された。これに対し、横須賀商工会議所が5万円で払い下げを出願するなど、新たな案も出され、事態は紛糾することとなった。それに対し、市会全員協議会は潜水協会へ3万円で廃艦津軽を売却することで決定し、本会議で可決された。

反対派議員らは、2万円から3万円への容易な値上げは不自然であること、5万円での払い下げ出願がありながら、3万円で売却したことは市にとって不利益であると主張した。

このような契約は不自然な随意契約であるとし、横須賀検事局は捜査を開始した。この捜査により、潜水協会理事は廃艦津軽を廉価で払い下げようと、ある市議に金品を供与したことが明らかとなった。さらに、その市議が中心となり、その他の市議8名へと金品を分配、供与し、潜水協会払い下げ案に賛成するよう働きかけたことが明らかとなった。その結果、昭和8年(1933)3月27

第10表 廃艦津軽疑獄事件被告の役職

No.	役職	職業	罪名
Ι	大日本潜水	予備海軍	
1	協会理事代表	造船少将	
${ m II}$	大日本潜水協会理事	海軍工業	贈賄罪
Ш	_	潜水業	
IV	_	無職	
V	元市議	油商	贈収賄罪
VI	元市議	建設請負業	
VII	元市議	海軍御用達商	
VIII	元市議	時計蓄音機商	
IX	県議・元市議	米酒商	収賄罪
X	元市議	自動車業	4人月1月月
XI	元市議	呉服商	
XII	元市議	米酒商	
XIII	元市議	-	

(「戦前朝日新聞 CD-ROM版」、『横須賀商工案内 昭和11年版』、『横須賀市議会史 記述編Ⅰ』により作成)注1) - は記載なし。

注2) 職業に下線を付した人物は軍納に従事していたことを示す。

日、横浜地方裁判所判決により、13名が有罪となった。第10表によると、この13名のうち9名が横須賀市議であることがわかる。この数は横須賀市議会定数36名の4分の1にあたるものであり、この事件が議会において大きな事件であったことがうかがえる。

ここで、注目すべき点は第10表の人々の関係である。No. I は裁判において以下のように供述したと新聞に報道されている 53 。

津軽は私が日露戦争直後旅順で沈没して居るのを引揚げその後私の手で水雷敷設艦に改造したものです、(中略) 私は技術を持ち、海軍工廠在任時代の部下たる No. V を引きいれて市会に手を回した(後略)

No. I は廃艦津軽を市から払い下げ、No. II や No. II らとともに解体し、屑鉄を売却しようとしていた。そのため、No. I は元部下であり、市議会議員であった No. Vに、市議会において有利に払い下げが進むよう、議員の買収を依頼したのである。また、有罪となった議員のうち4名は御用商人であったことも注目できよう。No. V は御用商人という同業者間の人的なネットワークを利用し、市議8名に金品を分配、供与し、議決に便宜を図るように依頼したとみられる。このように、市議会においても軍と御用商人の密接な人間関係を契機として、事件が起こったことがうかがえる。

3) 御用商人の政財界における活動

前節で示した廃艦津軽疑獄事件から,軍関係者 と御用商人には密接な関係があり,御用商人間に おいても業者間同士のネットワークがあったこと がうかがえる。しかも,御用商人出身の議員が, 市議会において議決の可否を左右することもあり 得たことは注目できよう。御用商人は軍との取引 を行い,資力を得ることで,市政財界においても 重要な役割を担っていたこととみることができ る。

第11表 『横須賀市繁栄策附人物誌』掲載者の職業と役職 - 昭和 9 年 (1934) -

(単位:人)

			—————————————————————————————————————							
職業	人数	市会議員	市参事	市学務委員	都市計画委員	商工会議 所議員	同業者 組合	実業同盟会	在郷軍人会	その他 (地域組合 など)
御用商人	26	3	1	-	1	6	-	1.	1	_
小売業	26	2	3	-	-	7	3	-	_	_
飲食店	7	2	-	_	_	2	1	_	_	-
サービス薬	5	-	_	-	-	_	1	-	-	-
金融・質薬	5	_	-	-	-	1	1		-	1
公務員	5	2	_	-	_	-	-	-	-	1
元公務員	2	1	-	-	_	-	-		-	-
医師	4	4	_	1.	-	_	-	_	_	-
元軍人	2	2		_	-	_	-	-	-	-
元工廠職員	2	2	-	=	-	-	-	-		-
運輸業	2	-	_	-	_	1	-	_	_	-
材料・諸工業	2	-	-	-	-	1	_	-	-	-
郵便局長	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
その他・不明	6	2	1	-		1	_	_	_	-
合計	95	20	5	1	1.	20	6	1	1	2

(『横須賀市繁栄策附人物誌』により作成)

注) 役職には前職も含む。また、役職兼任者も含む。

第11表は、『横須賀市繁栄策附人物誌⁵⁴⁾』に掲載された95名を職業、役職別に分類したものである。本書は横須賀市における有識者、実業家が市の発展策について寄稿したものであり、寄稿者は軍港を基盤とした産業振興策などについて論じている。本書の寄稿者をみると、御用商人が、小売業者と並び26名と最も多いことがわかる。加えて、御用商人は市会議員や商工会議所議員などの役職を務めていた。御用商人の中には、横須賀市の有識者、実業家層として積極的に都市発展について持論を主張する地位にあり、市議会議員や商工会議所議員など横須賀市の政財界において重要な役割を担う者もいた。

御用商人は実業家として活躍しただけでなく, 市の緊急時においても活動した。その大きな例が 関東大震災直後の物資の調達と供給の業務であっ た。関東大震災による被災後,横須賀の交通は寸 断された。そのため,第3表中のNo.6は軍艦で 清水港まで行き,名古屋方面から食糧を買い付け し,被災地の横須賀へ食糧を供給したという。御 用商人は日ごろの軍との関係を生かし、軍艦に同乗し、物資の買付けを行った。また、軍への大量納入の経験があったため、物資の大量買付けを行い、被災した横須賀へと供給することができた。さらに、震災後の復興計画策定のために結成された、横須賀市復興会の委員のうち、12名は御用商人であり、御用商人の中には関東大震災後の復興計画策定に携わった者もいたことがわかる。

一方、御用商人の中には、社会事業に従事する者もいた。土木請負業者であった馬淵曜は、大正14年(1925)に横須賀夜間中等学校を開設し、勤労学生の学習の場を提供するとともに、学費の助成など金銭的な支援を続けた⁵⁵⁾。さらに、彼は、昭和4年(1929)に、馬淵聾唖学校を設立した。この学校は、第二次世界大戦後、市へと移管され、横須賀市立ろう学校として存続しており、彼は横須賀における聴覚障害教育の礎を築こうとしていたことがうかがえる。また、彼は、昭和12年(1937)にヘレン・ケラーを横須賀に招聘し、講演会を開催するなど、特別支援教育の啓発活動にも

尽力した。このように、御用商人の中には、実業家として横須賀市の政財界で活躍するだけでなく、社会事業へも資力を投じ、尽力していた者も含まれていた。

V むすびにかえて

本稿は、横須賀下町地区を対象として、明治期から第二次世界大戦前までの商工業の展開について、御用商人の特徴と活動に注目しながら検討した。

下町地区の商工業は明治初年に海軍工廠,鎮守府に近接した元町や湊町などから立地をはじめ,新たな埋立地へと拡大を続けてきた。その際,旭町や稲岡町,小川町や若松町の海岸沿いに資材・機械などの業種が立地した。一方,金融などは元町・旭町地区に立地し,料理店やサービス業は若松町の裏通りへと立地した。商業中心地は明治初年には元町,湊町などにあったが,関東大震災後の復興事業による道路拡幅,区画整理,湘南電鉄の開通を契機として,大滝町,若松町へと拡大していった。

横須賀市は市民の約半数が軍関係者であり、海 軍艦艇乗組員など軍港都市ならではの来訪者で街 はにぎわった。商工業者にとって、軍関係者が重 要な顧客であり、このような顧客に対応する財や サービスの提供によって商工業は発展していっ た。その反面、軍は、商工業者に土地買上などの 空間的制約や、購買所における廉価販売などの営 業的な制約をもたらした。こうしたなかで、横須 質における商工業者は、軍からもたらされる利益 と制約の両面を理解し、軍との「共存共栄」を図 ろうとしていた。

軍港都市横須賀の中でも、御用商人は、案内記に写真付で紹介されるなど、特徴的な商工業者であったといえる。このような軍への納入に特化した業者は明治初期から存在し、徐々に増加していった。こうした業者は、東京や横浜の大手業者だけでなく、横須賀に本拠を置くものも少なくなかった。その規模も、大手の軍納を専業とする業

者から小売と兼業する業者までまちまちであり、 業種も糧食品、資材、土木請負業など多岐にわ たった。また、納入先も海軍、陸軍、下士官集会 所や工廠購買所などさまざまであった。こうした 御用商人は軍の施設と近接した下町地区や旧豊島 町内に比較的多く立地していた。

御用商人の経歴に注目すると、先代より職を継 承する者、退役軍人、東京や横浜の大手業者の軍 納担当を経験した後、独立開業した者が多かっ た。こうした背景には、軍への納入に対する制限 があった。このような制限の一つに、国や軍によ る法や規程があげられる。国や軍は、高品質な財 やサービスの調達を安定的に行うため、指名競争 入札制度や, 海軍購買名簿などの作成によって. 軍納への参加を制限していた。そのため、御用商 人は、軍に納入業者として指名されるため、実績 を重ねて、「信用」を得ることが不可欠であった。 また、御用商人の間には組合が組織され、この組 合によって, 契約更新の方法や, 利益配分の方法 などの取引慣行が決定されていた。このような軍 の規程や、業者間の取引慣行によって、御用商人 になることは、軍と接点のある人物や、納入の知 識のある者でなければ、容易ではなかったと推測 できる。

軍と御用商人の取引に関して、本稿では横須賀 鎮守府の「指名競争契約締結報告」から白米・糯 米と工事の指名競争入札について検討した。その 結果, 東京, 横浜などの大手業者だけでなく, 横 須賀の地元業者も,入札業者に指定されていた。 しかし, 指名競争入札は, 軍が予定価格を低く設 定したため落札者がおらず, 多くの場合, 成立し なかった。このような予定価格の設定と指名競争 入札の方法は、意図的であったかは判明しない が,入札が成立しなかった場合,軍は随意契約を 締結していた。軍による随意契約の具体的な締結 基準について、本稿で用いた資料からはうかがう ことができないものの、その多くは身近な横須賀 の業者と締結されており、結果として軍は横須賀 の業者へ事業を安定的に配分していたとみること ができる。軍による事業は予定価格が低いため、

利益の得にくいものであったが、軍は随意契約により特定業者に事業を配分することによって、業者は継続的に契約を締結することができ、安定的に利潤を確保できたとみることができる。業者は随意契約によって事業を遂行すると、実績と信用を得た業者はまた、随意契約によって事業を得るという循環的な発注・受注のシステムが形成されていたとみることができよう。横須賀において30以上もの土木請負業者が存立し得た背景には、こうした発注・受注システムが確立していたことがあると考えられる。

軍と「信用」関係を構築するには、納入した財やサービスの価格、品質だけではなく、担当官との良好な関係を築き上げることが重要になってくる。軍担当官と御用商人の間には密接な関係があったことが推測できる。しかし、こうした密接な関係は官民の癒着と表裏一体のものであり、金品の収受などの不正事件が絶えなかった。このような軍関係者と御用商人の不正事件は市議会の疑獄事件にまで発展することもあった。

軍と大口の取引を行う御用商人は,横須賀市における商工業の中核を担う存在であった。彼らは 軍とのつながりを基盤として資本を蓄積し,横須 賀における政財界でも活躍した。また,関東大震 災時には物資の調達,供給に従事し,震災後には 復興計画の策定に従事する者もいた。一方,御用 商人の中には勤労学生向けの夜間学校や,特別支 援学校の創設など,教育へ尽力する者もいた。御 用商人は市政財界や社会事業などで活躍すること により,横須賀の都市社会において主導的な役割 を果たしていたといえよう。

本稿では、明治期から第二次世界大戦前までの下町地区の商工業の展開および、御用商人の活動について明らかにしてきたが、多くの課題も残されている。第一に、下町地区の商工業は第二次世界大戦後、米軍の進駐によって大きく変化した。そのため、下町地区の商工業の展開を明らかにするためには、戦後の商工業の動向についてもふまえることが必要である。第二に、軍港都市横須賀

の都市構造の変容を明らかにするためには、台地 上の上町地区や、汐入、逸見などの谷戸の市街化 も視野に入れ、検討しなければならない。第三 に、本稿では、軍の発注・受注の特性について、 昭和8年(1933)の単年度の入札資料の分析から 予察的に考察した。こうした軍の調達と御用商人 の関係については複数年度の資料を分析するこ と. さらには東京湾要塞司令部などの陸軍資料と の比較が必要であろう。また、海軍の入札と納入 業者の立地特性を理解するためには、呉・佐世 保・舞鶴などの他鎮守府における入札の特徴をふ まえて, 議論する必要がある。さらに, 軍の入札 の特性をふまえ、他の官公庁の入札と比較するこ とにより、大正末期~昭和初期にかけての公共調 達システムと業者の立地特性について、より一般 化した形で検討することが望まれる。これらの点 については今後の課題としたい。

付 記

本稿の作成にあたり、横須賀市自然・人文博物館学芸員の安池尋幸先生には、資料の提供や多くのご教示を賜りました。また、防衛省防衛研究所図書館の皆様には資料の閲覧に際し、ご助言を賜りました。上記のほか、横須賀市立中央図書館、神奈川県立図書館には、所蔵資料の閲覧、複写、撮影のご許可をいただきました。現地調査では 大滝町会館、高知光雄氏、国分正二氏、越川昌光氏、松月 米が浜本店、関本昌弘氏、富澤喜美枝氏、長浜つぐお氏、仁科 豊氏、畑 年氏、蛭田晃夫氏、山口楽器店、山田敏夫氏、ミワ商会をはじめ、横須賀下町地区の商店街の皆様方より、多くのご教示を賜ったほか、ご所蔵の資料の閲覧、寄贈、撮影、複写を許可していただきました(50音順)。以上記して厚く御礼申し上げます。

なお、本稿脱稿後に、坂根嘉弘編著 (2010):『軍港都市史研究 I 舞鶴編』、清文堂を得ることができた。本書における軍港都市への問題意識は、本稿の問題関心と共通するところも少なくない。この成果をふまえ、今後の軍港都市研究が進展することを期待したい。

注および参考文献

- 1) 松山 薫 (2001): 近代日本における軍事施設の立 地に関する考察 - 都市立地型軍事施設の事例 - , 東北公益分科大学総合研究論集, 1, 157~171。
- 2)上山和雄編著 (2002): 『帝都と軍隊 地域と民衆の 視点から』、日本経済評論社。
- 3) 山田 誠(2000):日本近代都市の一類型としての 軍港都市,『日本近代都市における連続性と非連続 性に関する地理学的研究 平成9年度~平成11年 度科学研究費補助金研究成果報告書』,7~25。
- 4) ①北澤 猛・福島富士子 (2003): 横須賀の都市形成1864-1945, 横須賀市自然・人文博物館編『横須賀市内近代化遺産総合専門調査報告書』, 137~182。②北澤 猛・福島富士子 (2003): 横須賀市の都市計画について, 横須賀市自然・人文博物館編『横須賀市内近代化遺産総合専門調査報告書』, 183~185。③横須賀市史編纂委員会編(1957): 『横須賀市史』, 横須賀市。④横須賀市編・発行(1988): 『横須賀市史 市制八十周年記念 上巻』。⑤中央地域文化振興懇話会編(2001): 『よこすか中央地域 町の発達史1』, 横須賀市。⑥中央地域文化振興懇話会編(2006): 『よこすか中央地域 町の発達史3』, 横須賀市。⑦横須賀市都市整備部都市整備課編(1989): 『横須賀の町名』, 横須賀市。
- 5) 双木俊介・藤野 翔(2009): 軍港都市横須賀の形成と土地所有の変遷 横須賀下町地区を事例に , 歴史地理学野外研究, 13, 1~23。
- 6) 前掲4) ③, 745~779。
- 7) 手島三郎編(1958):『創立30周年記念版 横須賀商 工会議所 商工案内』,横須賀商工会議所。
- 8)横須賀商工会議所創立60周年記念特別委員会・横須 賀経済経営史年表編さん委員会編・発行(1990): 『横須賀経済経営史年表』。
- 9)加藤 勇(1990):《年表》解説-軍都・横須賀の歩みと平和産業都市をめざす戦後の発展-,前掲8),306~317。
- 10) 横須賀市編·発行(2006):『新横須賀市史 資料編 近現代 I』, 672~689。
- 11) ①三輪英聡 (1965):『村瀬春一伝』,海南書房。② 加藤 勇 (1971):『呉東忠助伝』,山本耕二。これ らは,第二次世界大戦後に,著者が,存命中の元御 用商人らに聞き取りを行い,著されたものであり, 御用商人の活動を知る上で貴重な資料といえよう。
- 12) 金本良嗣(1994): 公共調達, 貝塚啓明・金本良嗣編:『日本の財政システム 制度設計の構想 』, 東京大学出版会, 217~250。

- 13) 武田晴人(1999文庫版,1994初版):『談合の経済 学 日本的調整システムの歴史と論理』, 集英社。
- 14) 梶田 真(2000): 公共土木事業における入札の実態と土木業者の立地構造 島根県を事例として 、 地理学評論、73A-9、669~693。
- 15) 加藤晴美 (2010): 軍港都市横須賀における遊興地 の形成と地元有力者の動向, 歴史地理学野外研究, 14. 31~54。
- 16) 横須賀郷土資料復刻刊行会(1981復刊, 1932初版):『横須賀市震災誌 附復興誌』, 横須賀日日新聞社, 322ページ。
- 17) 横須賀さいか屋編·発行(1964): 『株式会社横須賀さいか屋社史』 42~45,74~95,101~113,135~145。
- 18) 前掲17)、88ページ。
- 19) 大正9年国勢調査による。
- 20) 蛭田晃夫氏のご教示による。
- 21) 国分正二氏のご教示による。
- 22) 山田敏夫氏のご教示による。久保木実・富澤喜美枝・中里行雄・山本韶一(2007):『横須賀案内記 製鉄所からはじまった歩み 』, 横須賀市, 252~253。
- 23) 詳細については前掲4) ⑥, 34~37。
- 24) 前掲8), 92ページ。
- 25) 横須賀市編·発行(2009):『新横須賀市史 資料編 近現代II』, 247~248。
- 26) 『横浜貿易新報』, 昭和6年(1931) 11月6日, 4面。
- 27) 前掲25), 411~412。
- 28) 木村作助(発行者年不詳):横須賀居住人及営業調明治初年,『旧横須賀村集落部分図』。本資料の作成年次は不詳であるものの,本資料と対応する集落部分図は,昭和12年に神奈川新聞社会長樋口宅三郎が,横須賀海軍工廠技手木村作助に作成を依頼し,調査したものである。これを昭和14年,諏訪大神社宮司畑宗一が転写し、さらに、昭和40年に白井大吉が転写したとある。
- 29) 岡田緑風(1908):『三浦繁昌記』, 公正新聞社。
- 30) 横須賀市役所編(1915):『横須賀案内記』, 横須賀 開港五十年祝賀会、251ページ。
- 31) 横須賀商工会議所編·発行(1936):『横須賀商工案内』。
- 32) 軍からの土木請負業務の事例は以下を参照。花木 宏直・山邊菜穂子(2010):東京湾要塞地帯におけ る第二・第三海堡の建設と住民の対応,歴史地理学 野外研究,14,1~30。
- 33) 前掲31)。
- 34) 馬淵建設株式会社編・発行(1990):『80年の道の り』、50~72。

- 35) 前掲8), 310~311。
- 36) 横須賀建工同志会編・発行(1989):『創立60周年記念誌 昭和のあゆみ』。なお、横須賀建工同志会は第二次世界大戦後も横須賀の建築業者組合として存続しており、緊急災害時には緊急災害工作隊を組織するなどの活動を続けている。
- 37) 前掲11) ①, ②, および前掲34)。
- 38) 海軍 (1972復刊, 1944初版): 海軍制度沿革 巻十 八の1 会計, 16ページ, 『明治百年史叢書 第180 巻』, 原書房, および前掲13)。
- 39) 大正10年(1921) 制定「会計法」, 大正11年(1922) 制定「会計規則」については, 前掲38), 19~23, 37~52を参照。
- 40) 内閣印刷局(1993復刊,1922初版):大正11年4月 1日,海軍省令第40号,『大正年間法令全書 第11 巻-4』,省令18~25,原書房。以下,「海軍契約規程」は本書を参照。随意契約の条件については同規程第24条を参照。
- 41) 藤田昌雄 (2007): 『写真で見る海軍糧食史』, 光人 社、103~106。
- 42) 前掲11) ②, 30ページ。
- 43) 前掲8), 55ページ。
- 44) ただし、昭和3年(1928) 分のみ確認できない。
- 45) 各省大臣が指定競争入札に付して契約を結んだ際には、事由を詳具し、会計検査院に通知することが 規定されている。前掲38)、46ページ。
- 46) なお、本資料の閲覧は、国立公文書館アジア歴史資料センターのホームページより行った。使用資料は防衛省防衛研究所図書館蔵「海軍公文備考 昭

- 和8年 会計 巻2」の「契約締結ノ件通知」中の「指名競争契約報告」である。アジア歴史資料センターのレファレンスコードは以下の通りである。 C05023213800, C05023213900, C05023214000, C05023214100, C05023214200, C05023214300, C05023214400, C05023214500, C05023214400, C05023214500, C05023214900, C05023215000, C05023215100, C05023215200, C05023215300, C05023215400, C05023215500, C05023215600, C05023215700, C05023215800, C05023215900, C05023215900, C05023215900, C05023216000。
- 47) 大川一司・篠原三代平・梅村又次(1967):『長期経済統計 推計と分析 8 物価』,東洋経済新報社, 154ページ。一般的な白米の価格として東京における混砂搗の価格を示した。
- 48) 前掲38), 46ページ。
- 49) 前掲14)。
- 50) 岡本庄兵衛編 (1900):『豪商の秘訣』, 三輪眞一, 179~183。
- 51) 佐藤正之 (2004): 『船舶解体―鉄リサイクルから見た日本近代史』、花伝社、222~285。
- 52) 事件の詳細については神奈川県横須賀市議会編·発 行(2005):『横須賀市議会史 記述編I』, 199~ 207, および前掲51), 267~285を参照。
- 53) 『朝日新聞』, 昭和 9 年 (1934) 4 月11日, 朝刊11 面。なお, 文章中の人名は第10表の No. に準ずる。
- 54) 最上堯雅 (1934):『横須賀市繁栄策附人物誌』,相 陽時事新聞社。
- 55) 前掲34)。